

# 安全ニュース

No.12 令和 6年 1月  
公益社団法人  
清瀬市シルバー人材センター  
安全管理委員会

## ★自転車用ヘルメット着用努力義務化

身を守るために

### ヘルメットをかぶろう



- ・死亡事故の約6割は頭部を損傷しています<sup>1)</sup>
- ・ヘルメット非着用時の致死率は着用時に比べ3倍になります<sup>2)</sup>

\*1) 警察庁統計（平成28年～令和2年）

\*2) 警察庁統計（令和2年）

令和5年4月1日より道路交通法の改正により、全ての世代の自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務として法律化されました。これまで13歳未満の子どもへの着用義務が保護者に課せられていましたが、今回の法改正で全世代に拡大されました。

令和3年度に都内のシルバー人材センターで発生した経路途上の交通事故124件のうち116件が自転車利用時でした。そのうち頭部に傷害を受けた事故は15件あり、この中には重篤事故も含まれており、ヘルメットを着用していればケガのリスクを減らすことができたのではないかとというケースもありました。

シルバー人材センターでは、ヘルメット購入費用を助成しております。期間は令和6年3月31日までとなります。詳しくは、事務局にお問合せください。

## ★自転車保険加入

東京都では令和2年4月1日から「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が改正され、自転車利用中の事故により、他人にがをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等への加入が義務となりました。

シルバー人材センターでは、「サイクル安心保険」の取扱いを行っています。詳しくは、事務局にお問合せください。

## ★自転車事故防止(第五地域での事故事例)

●就業中、自転車にて移動している時、道路を横切ろうとして歩道と車道の境の段差で転倒してしまった。左手を打撲。ヘルメット未着用。

●歩道等を横断する場合は、必ず自転車から降りておして渡るようにする。



●就業途上、T字路で右から歩道を走行してきた自転車に接触してしまった。頭部を打撲。

ヘルメット未着用。

●交差点等では、必ず一旦停止して安全を確認するようにする。

就業途上、自転車でバランスを失って転倒。両足と顔面を打撲。ヘルメットは未着用であった。



